

変 更 理 由

都市計画法第 6 条に基づき令和 2 年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第 3 回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、令和 12 年における区域区分の人口フレームを本案のとおり変更するものである。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わない。今後、具体の市街化区域への編入がある場合は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で行う。